

○ 総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の六第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合も含む。）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>「(1) (3) 略」</p> <p>「(4) タイヤ空気圧モニタリングシステム（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するタイヤ空気圧モニタリングシステムをいう。）又はギアレスエントリシステム（同号ロに規定するギアレスエントリシステムをいう。）であつて、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>「三〇十一 略」</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「(1) (3) 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「三〇十一 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前				
<p>(特定小電力無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ <u>四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものをいう。）又はキーステアアシストシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。</u></p> <p>ハ [略]</p> <p>ニ [略]</p> <p>ホ <u>国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備は、総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。</u></p> <p>〔六〜十五 略〕</p> <p>別表第三号（第七条関係）</p> <p>〔1〜22 略〕</p> <p>23 312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第5号イに規定する無線設備のものに限る。）</u></p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注 略〕</p> <p>(3) <u>433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第5号ロに規定する無線設備のものに限る。）</u></p>	<p>(特定小電力無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の十四 [同上]</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 [同上]</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>ロ [同上]</p> <p>ハ [同上]</p> <p>ニ <u>総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。</u></p> <p>〔六〜十五 同上〕</p> <p>別表第三号（第七条関係）</p> <p>〔1〜22 同左〕</p> <p>23 [同左]</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔表同左〕</p> <p>〔注 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1329 667 1361">周波数帯</th> <th data-bbox="667 1329 1075 1361">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1361 667 1391">1 GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下）</td> <td data-bbox="667 1361 1075 1391">任意の100kHz幅で250nW以下</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	1 GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下）	任意の100kHz幅で250nW以下	
周波数帯	不要発射の強度の許容値				
1 GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下）	任意の100kHz幅で250nW以下				

下の周波数を除く。)	
1 GHzを超えるもの	任意の1 MHz幅で1 μ W以下
注 不要発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力の値とする。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>〔表略〕</p> <p>注</p> <p>〔1〕4 略〕</p> <p>5 三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。</p> <p>〔6〕23 略〕</p> <p>〔イ・ウ 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>別表第一号 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注</p> <p>〔1〕4 同上〕</p> <p>5 三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。</p> <p>〔6〕23 同上〕</p> <p>〔イ・ウ 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「 〓 」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。